

仙台市 CKD 病診連携事業プロジェクト会議規約

(設置)

第1条 仙台市の人工透析導入者数を減少させるために CKD（慢性腎臓病をいう。以下同じ。）の重症化予防対策として病診連携医と腎臓専門医との病診連携の体制構築・推進等を図ることを目的に、仙台市 CKD 病診連携事業プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 前条の目的を達成するため、所掌事項を次の通り定める。

- (1)病診連携の体制に関すること
- (2)病診連携の推進に関すること
- (3)仙台市民の CKD 予防や重症化予防に関すること

(組織)

第3条 プロジェクト会議は、別表による構成とする。

- 2 プロジェクト会議の委員は、別表における構成から健康福祉局長が委嘱する。
- 3 プロジェクト会議の構成は必要に応じて変更することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(議長)

第5条 プロジェクト会議に議長を置く。

- 2 議長は、構成員の中から互選により選任する。
- 3 議長は、プロジェクト会議を代表し、会務を総理する。

(会議の開催)

第6条 議長は、会議を招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、プロジェクト会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 この会議の庶務は、健康福祉局保健衛生部健康政策課および保険高齢部保険年金課において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、プロジェクト会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から実施する。

(別表)

仙台市 CKD 病診連携事業プロジェクト会議 構成一覧 (R6. 4. 1)

腎臓専門医が在籍する 医療機関	東北公済病院
	東北労災病院
	東北大学病院
	仙台医療センター
	東北医科薬科大学病院
	東北医科薬科大学若林病院
	仙台市立病院
	仙台赤十字病院
	JCHO 仙台病院
有識者	東北大学病院
	東北医科薬科大学若林病院
仙台市医師会	仙台市医師会理事
	各ブロック医師会
仙台市	健康福祉局保健衛生部健康政策課
	健康福祉局保険高齢部保険年金課

(順不同)